

西部流通業務地区における施設建設等に関する 申請手続要領

(流通業務市街地の整備に関する法律に基づく適合証明及び許可
並びに土地建物取引)

対象区域

- ・名古屋市港区藤前一丁目
- ・名古屋市港区藤前二丁目
- ・名古屋市港区藤前三丁目
- ・名古屋市港区藤前四丁目
- ・名古屋市港区藤前五丁目

令和6年4月

名古屋市住宅都市局市街地整備課

目次

1. 適合証明、許可及び土地建物取引手続フロー
2. 西部流通業務地区及び藤前流通業務団地の位置
3. 西部流通業務地区に建設等できる施設
4. 都市計画で定める藤前流通業務団地の制限
5. 運用基準・適用基準及び運用基準表・適用基準表
6. 様式集

【本要領の中で使用されている用語について】

特記無き限り

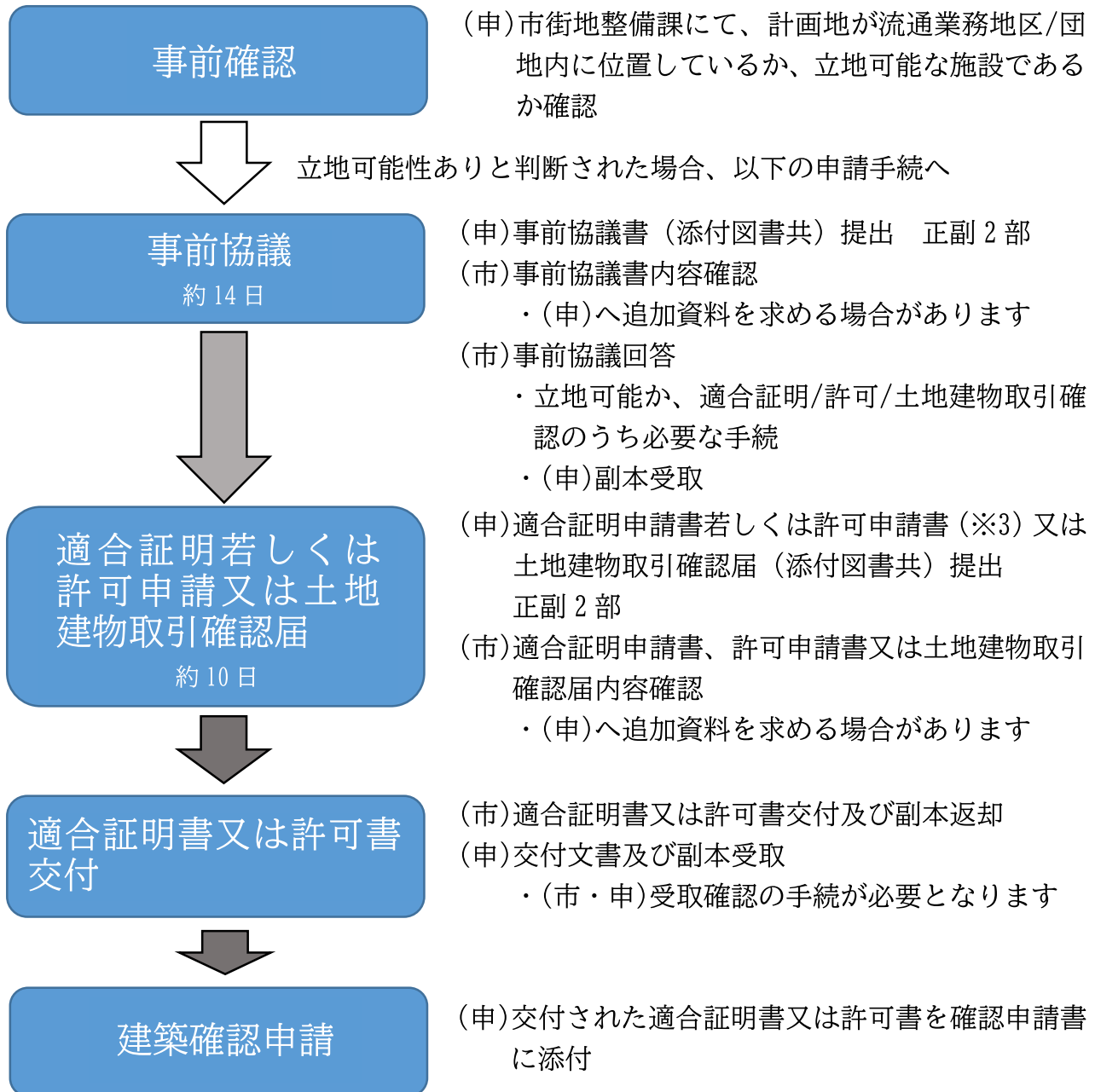
- ・流通業務市街地の整備に関する法律→流市法
- ・流通業務市街地の整備に関する法律施行令→流市法施行令
- ・流通業務市街地の整備に関する法律施行規則→流市法施行規則

1. 適合証明、許可及び土地建物取引手続フロー（凡例（市）：市街地整備課（申）：申請者）

施設の建設、改築、用途変更^{※1}及び土地建物の取引^{※2}の際、必要な手続です。

※1 建築確認申請を必要としない建設、改築及び用途変更についても下記手続が必要です。

※2 土地建物の相続・売買等による所有者変更及び賃貸借を示します。



※3 流通業務地区/団地で建設、改築又は用途変更する場合に必要な申請

≪西部流通業務地区（藤前流通業務団地を除く）≫

【流市法第 5 条第 1 項各号に定められた施設】

・ 流市法施行規則第 25 条の規定による適合証明申請書

【流市法第 5 条第 1 項ただし書の規定により市長が許可した施設】

・ 流市法第 5 条第 1 項ただし書許可申請書 ・ 流市法施行規則第 25 条の規定による適合証明申請書

≪藤前流通業務団地≫

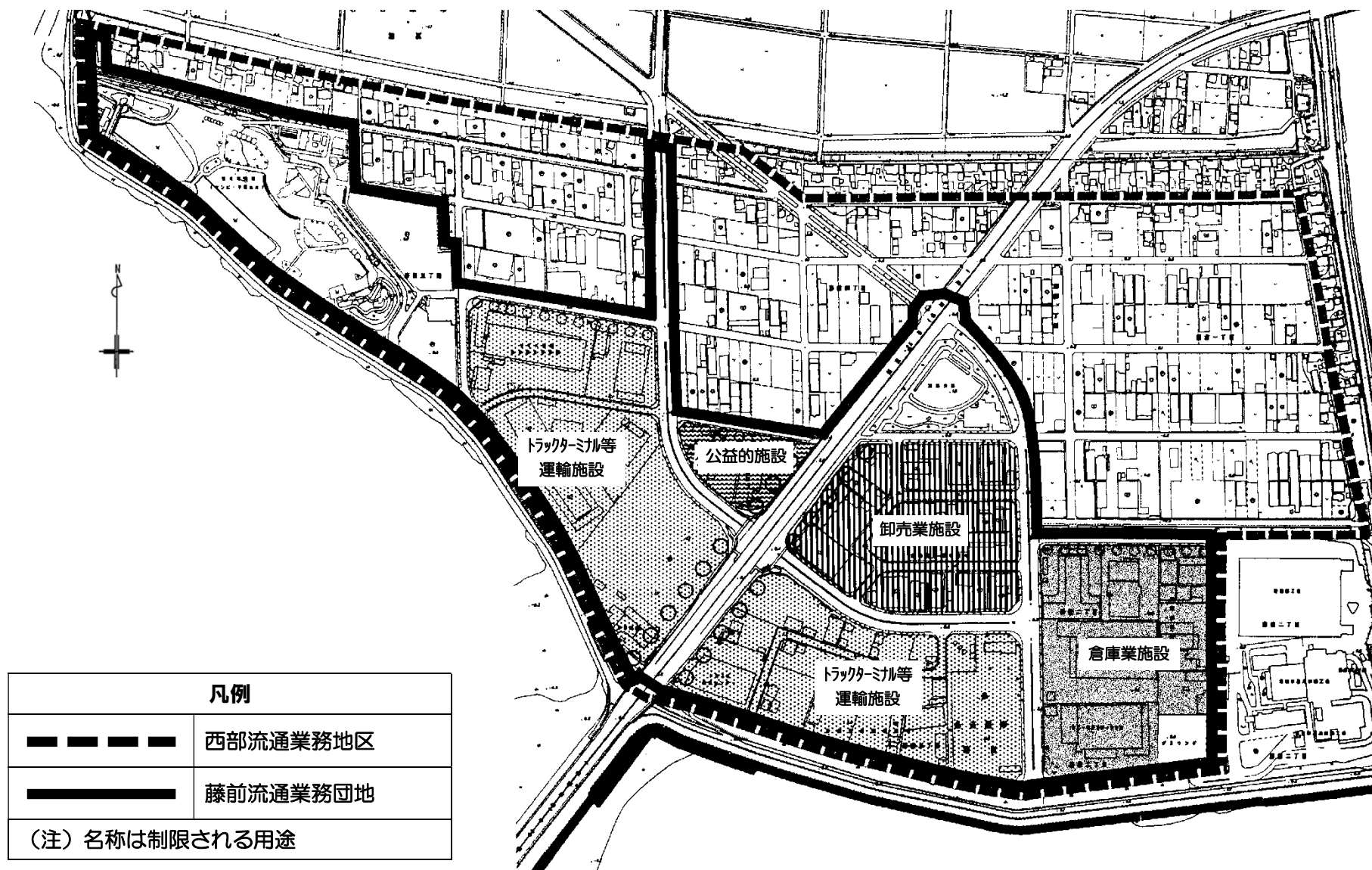
【流通業務団地に関する都市計画で定められた施設、流通業務団地に関する都市計画で定められた施設に附帯する流市法第 5 条第 1 項各号に定められた施設】

・ 流市法施行規則第 25 条の規定による適合証明申請書

【流市法第 5 条第 1 項ただし書の規定により市長が許可した施設】

・ 流市法第 5 条第 1 項ただし書許可申請書 ・ 流市法施行規則第 25 条の規定による適合証明申請書

2. 西部流通業務地区及び藤前流通業務団地の位置



3. 西部流通業務地区に建設等できる施設(流市法第 5 条)

施設Ⅰ	法律 で 認 め ら れ て い る 施 設	第 1 項 第 1 号 ～ 第 6 号	①貨物取扱施設	トラックターミナル、鉄道の貨物駅、その他貨物の積卸しのための施設
			②卸売市場	卸売市場
			③倉庫施設	倉庫、野積場、貯蔵槽※ ² 、貯木場
			④荷さばき施設	上屋、荷さばき場
			⑤事務所・店舗	道路貨物運送業・貨物運送取扱業・信書送達業・倉庫業・卸売業の用に供する事務所又は店舗
			⑥事務所（⑤以外）	⑤に掲げる事業以外の事業者が流通業務の用に供する事務所
	の 他 の 施 設	第 1 項 第 7 号 ～ 第 11 号	⑦流通加工工場※ ³	物資の流通の過程における簡易な加工の工場 (1)切 断 金属板、金属線、紙、板ガラス、カーテン・床敷物その他これらに類する繊維製品の切断の事業の用に供する工場 (2)引 割 木材の引割りの事業の用に供する工場 (3)組 立 家具・建具・自転車の部品を組み立てることにより製品・半製品とする事業の用に供する工場 (4)包装等 包装又はこん包の事業の用に供する工場 (5)その他 商品・包装・こん包に商品名等を表示する又は表示物を付ける（ラベル貼り付け等）事業の用に供する工場
			⑧工場	製氷、冷凍の事業の用に供する工場
			⑨駐車場・車庫	①～⑧の施設に付帯する自動車駐車場・車庫
			⑩自動車関連施設	自動車に直接燃料を供給するための施設、自動車修理工場・整備工場
			⑪地区の機能を害するおそれのない施設※ ⁴	(1)農産物・畜産物・水産物の処理・加工、木製・紙製・合成樹脂製の包装材料の製造の事業の用に供する工場 (2)地区内で流通業務を営む者が主としてその従業者の一時的な休泊の用に供するため設置する施設 (3)液化石油ガスの販売所 (4)計量法第107条に規定する計量証明の事業の用に供する事業所
	公 共 ・ 公 益 的 施 設 第 2 項		公共施設※ ⁵	道路、自動車駐車場、公園、広場、緑地、下水道、河川、水路、運河、堤防、護岸、公共物揚場
			公益的施設※ ⁶	国又は地方公共団体が設置する施設、電気・ガス工作物、水道・電気通信の用に供する施設、鉄軌道施設、銀行、信用協同組合・信用協同組合連合会・信用金庫・信用金庫連合会の営業所
	施設Ⅱ	市長の許可によって認められる施設※ ⁷		(1)市長が地区の機能を害するおそれがないと認める施設 (2)市長が公益上やむを得ないと認める施設

※ 1 ……流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）

※ 2 ……流市法施行令（昭和42年政令3号）第2条

※ 3 ……流市法施行令第3条

※ 4 ……流市法施行令第4条

※ 5 ……流市法第2条第5項及び流市法施行令第1条

※ 6 ……流市法施行規則（昭和42年建設省令第3号）第1条

※ 7 ……流市法第5条第1項ただし書き

なお、流通業務地区については、建築基準法第48条（用途地域等）、第49条（特別用途地区）の規定は適用されません。（流市法第5条第3項）

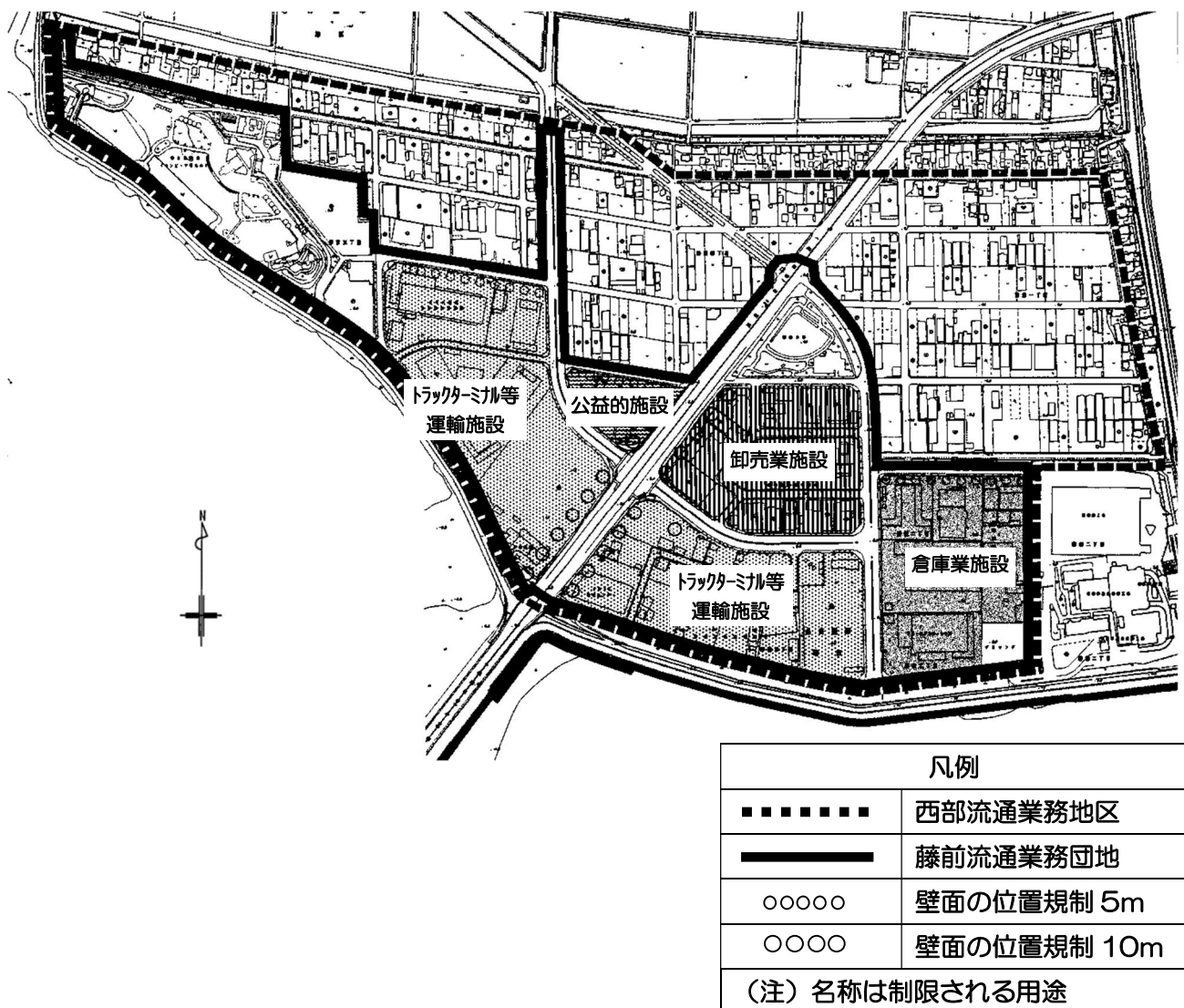
4. 都市計画で定める藤前流通業務団地の制限

西部流通業務地区内のうち、藤前流通業務団地内では、都市計画により敷地区分ごとに施設の用途、建ぺい率、容積率、壁面位置の制限が定められています。（敷地区分は区域図参照）

敷地区分・施設の用途	建ぺい率	容 積 率	壁面位置の制限	
トラックターミナル等 運 輸 施 設	60%	200%	名四国道線沿 10m	団地境界北側 5m
倉 庫 業 施 設	60%	200%		団地境界北側 5m
卸 売 業 施 設	60%	200%	名四国道線沿 10m	
公 益 的 施 設	60%	300%	名四国道線沿 10m	団地境界北側 5m

※藤前流通業務団地内では防火地域内緩和及び角地緩和の適用はありません。

＜西部流通業務地区・藤前流通業務団地 区域図＞



5. 運用基準・適用基準及び運用基準表・適用基準表

- ・ 藤前流通業務団地における流通業務市街内の整備に関する法律第 5 条に関する運用基準
- ・ 流通業務市街地の整備に関する法律第 5 条第 1 項ただし書の規定による許可に関する審査基準
- ・ 流通業務市街地の整備に関する法律第 5 条の運用基準表
- ・ 流通市街地の整備に関する法律第 5 条第 1 項ただし書許可の審査基準表

藤前流通業務団地における流通業務市街地の整備に関する法律第5条に関する運用基準

第1 目的

この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第11号の規定により定める藤前流通業務団地（以下「団地」という。）における流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項各号に規定する施設及び同条第2項の国土交通省令で定める公益的施設の建設、改築又は用途変更（以下「建設等」という。）に関する運用基準（以下「本基準」という。）を定めるものとする。

第2 定義

本基準において、「主施設」とは、別紙に定める団地に関する都市計画で定められた施設とし、「附帯施設」とは、主施設に附帯する施設とし、主施設と密接な関連を有し、流通機能の向上につながるものとする。

第3 主施設及び附帯施設の運用基準

- 1 「トラクターミナル等運輸施設」の区域（別紙の区域）で建設等できる主施設及び附帯施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) 主施設は、法第5条第1項第1号及び第5号に掲げるものとする。ただし、第5号については、道路貨物運送業、貨物運送取扱業又は信書送達業の用に供する事務所に限る。
 - (2) 附帯施設は、法第5条第1項第3号から第11号までに掲げるものとする。ただし、第5号については、前号ただし書に定める施設を除く施設とする。
- 2 「倉庫業施設」の区域（別紙の区域）で建設等できる施設は、次に掲げる主施設及び附帯施設とする。
 - (1) 主施設は、法第5条第1項第3号及び第5号に掲げるものとする。ただし、第5号については、倉庫業の用に供する事務所に限る。
 - (2) 附帯施設は、法第5条第1項第1号及び第4号から第11号までに掲げるものとする。ただし、第5号については、前号ただし書に定める施設を除く施設とする。
- 3 「卸売業施設」の区域（別紙の区域）で建設等できる施設は、次に掲げる主施設及び附帯施設とする。
 - (1) 主施設は、法第5条第1項第5号に掲げるものとする。ただし、卸売業の用に供する事務所又は店舗に限る。
 - (2) 附帯施設は、法第5条第1項第1号及び第3号から第11号までに掲げるものとする。ただし、第5号については、前号ただし書に定める施設を除く施設とする。
- 4 「公益的施設」の区域（別紙の区域）で建設等できる施設は、流通業務市街地の整備に関する法律施行規則（昭和42年建設省令第3号）第1条に掲げる公益的施設とする。
- 5 1項から3項までに規定する附帯施設については、各項に定める主施設と同一の敷地内に存し、かつ市長が流通業務団地の機能を害するおそれがないと認めるものに限る。

第4 その他

本基準の施行にあたり必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

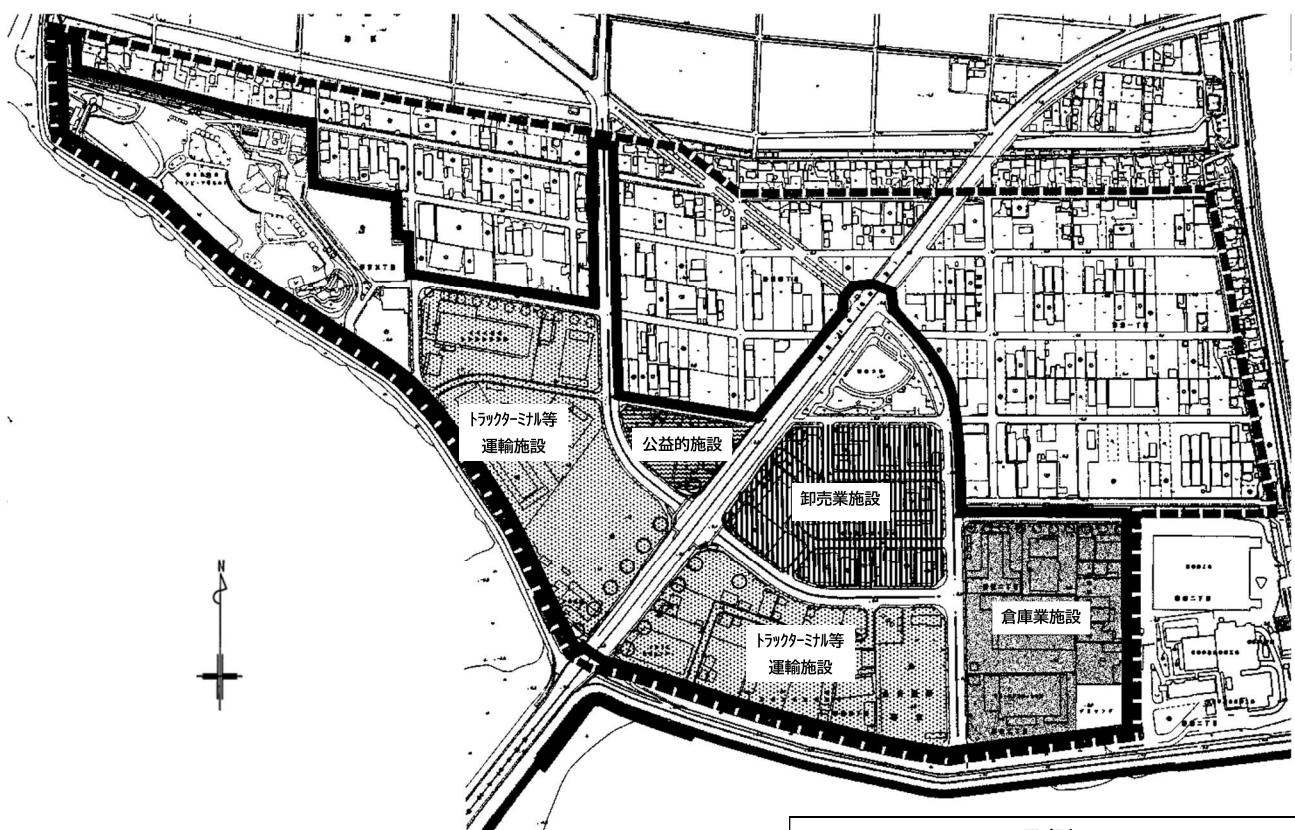
都市計画で定める藤前流通業務団地の制限

西部流通業務地区内のうち、藤前流通業務団地内では、都市計画により敷地区分ごとに施設の用途、建ぺい率、容積率、壁面位置の制限が定められています。（敷地区分は区域図参照）

敷地区分・施設の用途	建ぺい率	容 積 率	壁面位置の制限	
トラックターミナル等 運 輸 施 設	60%	200%	名四国道線沿 10m	団地境界北側 5m
倉 庫 業 施 設	60%	200%		団地境界北側 5m
卸 売 業 施 設	60%	200%	名四国道線沿 10m	
公 益 的 施 設	60%	300%	名四国道線沿 10m	団地境界北側 5m

※藤前流通業務団地内では防火地域内緩和及び角地緩和の適用はありません。

＜西部流通業務地区・藤前流通業務団地 区域図＞



凡例	
■■■■■■	西部流通業務地区
————	藤前流通業務団地
○○○○○	壁面の位置規制 5m
○○○○	壁面の位置規制 10m
(注) 名称は制限される用途	

第 1 目的

この基準は、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 41 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 4 条の規定により定める西部流通業務地区（以下「地区」という。）において、法第 5 条第 1 項ただし書の規定による許可に関する審査基準（以下「本基準」という。）を定めるものとする。

第 2 審査基準

法第 5 条第 1 項ただし書の規定による許可は、市長が地区の機能を害するおそれがないと認める施設又は公益上やむを得ないと認める施設で、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）又は興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）の適用を受ける施設以外の施設とする。

1 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項第 11 号の規定により定める藤前流通業務団地（以下「団地」という。）内の適用は、次に定めるとおりとする。

(1) トラックターミナル等運輸施設、倉庫業施設、卸売業施設及び公益的施設（以下「敷地区分で定める区域」という。）の区域において、団地の機能上関連があり、施設維持等を考慮して必要と認められる次に掲げる施設を単独で建設、改築又は用途変更（以下「建設等」という。）する場合

ア 団地内事業者を構成員とする協同組合の事務所

イ 団地内事業者又は団地内事業者が会員となっている陸運、倉庫・運輸又は卸売関連の業界団体（以下「団地関連業界団体」という。）が設置又は運営する団地の従業員及び利用者向け休憩施設又は宿泊施設

ウ 団地内事業者又は団地関連業界団体が設置又は運営する団地の従業員及び利用者が利用する自動車に直接燃料を供給するための施設

エ 団地内事業者が施設整備又は施設管理等のために必要と認められる施設

(2) 公益的施設の区域において、団地の従業員及び利用者の利便に供すると認められる次に掲げる施設を単独で建設等する場合

ア 団地内事業者又は団地関連業界団体が設置又は運営する飲食業又は日常生活に必要な物品の小売業のための店舗

イ 団地内事業者又は団地関連業界団体が設置又は運営する会議研修施設、情報施設、人材育成施設その他の流通業務機能を支援する施設

ウ 団地内で別紙に定める団地に関する都市計画で定められた施設（以下「主施設」という。）を営む者が設置又は運営する従業員向け宿舍

エ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）上の診療所

オ 団地内事業者又は団地関連業界団体が設置又は運営する理髪店、託児所その他福利厚生の実施のために必要と認められる施設

(3) 公益的施設を除く敷地区分で定める区域において、主施設に附帯する施設（以下「附帯施設」という。）で、団地の従業員及び利用者の利便に供すると認められる次に掲げる施設を建設等する場合

ただし、附帯施設は主施設と密接な関連を有し、流通機能の向上につながる施設に限るものとし、その床面積の合計は、主施設及び附帯施設の 1 階床面積の合計の 2 分の 1 未満とする。

- ア 飲食業又は日常生活に必要な物品の小売業のための店舗
- イ 会議研修施設、情報施設、人材育成施設その他の流通業務機能を支援する施設
- ウ 団地内で主施設を営む者が設置又は運営する従業員向け宿舍
- エ 医療法上の診療所
- オ 理髪店、託児所その他福利厚生の実施のために必要と認められる施設

2 地区（団地の区域を除く。）内の適用は、次に定めるとおりとする。

- (1) 地区の機能上関連があり、施設維持等を考慮して必要と認められる次に掲げる施設を単独で建設等する場合

- ア 団地及び地区内事業者を構成員とする協同組合の事務所
- イ 地区内事業者が設置又は運営する地区の従業員及び利用者向け休憩施設又は宿泊施設
- ウ 地区内事業者が設置又は運営する施設整備又は施設管理等のために必要と認められる施設

- (2) 地区の従業員及び利用者の利便に供すると認められる次に掲げる施設を単独で建設等する場合

- ア 飲食業又は日常生活に必要な物品の小売業等のための店舗
- イ 会議研修施設、情報施設、人材育成施設その他の流通業務機能を支援する施設
- ウ 地区内事業者が設置又は運営する地区の従業員向け宿舍
- エ 医療法上の診療所
- オ 理髪店、託児所その他福利厚生の実施のために必要と認められる施設

- (3) 西部流通業務地区の既存集落周辺区域（別図の区域）の土地において、西部流通業務地区の特性を理解したうえで、自己用住宅の建築又は用途変更を次のいずれかの者が行う場合

- ア 西部流通業務地区に関する都市計画が決定された時（昭和 54 年 3 月 23 日。以下「決定時」という。）に該当の土地を所有している者又はその直系卑属で、相続又は贈与により当該土地を取得した者
- イ アの配偶者
- ウ アの三親等以内の血族又はその配偶者
- エ 次のいずれかの配偶者であり、相続又は贈与により土地を取得した者
 - (ア) 決定時の土地所有者
 - (イ) (ア) の直系卑属
- オ エの三親等以内であり、決定時土地所有者の直系卑属又はその配偶者

- (4) 決定時に現に存する法第 5 条第 1 項各号に該当しない建築物又は過去に(3)による場合で法第 5 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けた者が建築した自己用住宅で、同一敷地かつ現用途を変更しない増築、改築を次のいずれかの者が行う場合

- ア 決定時から該当の建築物を所有している者、(3) による場合で法第 5 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けた者又はそれらの配偶者
- イ アの直系卑属若しくはその配偶者で、相続又は贈与にて当該建築物を取得した者
- ウ ア又はイに該当し、かつ、現建物を所有している者の直系卑属又はその配偶者

第3 その他

本基準の施行にあたり必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 本基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本基準の施行に伴い、「流通業務市街地の整備に関する法律に規定する許可に係る審査に関する基準」（令和 2 年 12 月 1 日施行、以下「旧基準」という。）は廃止する。なお、旧基準以前の基準に基づき許可された施設については許可時の許可内容に変更がない限り、本基準は適用されない。

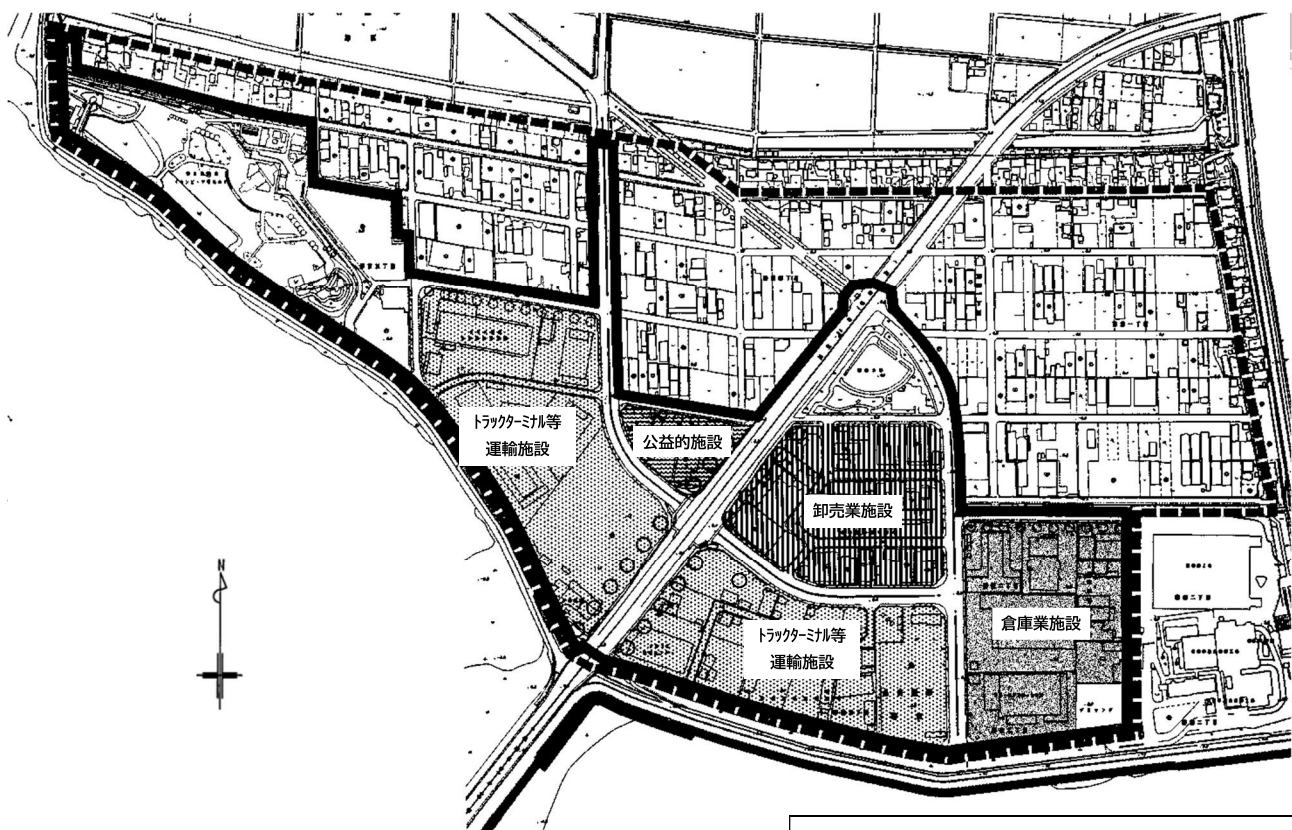
都市計画で定める藤前流通業務団地の制限

西部流通業務地区内のうち、藤前流通業務団地内では、都市計画により敷地区分ごとに施設の用途、建ぺい率、容積率、壁面位置の制限が定められています。（敷地区分は区域図参照）

敷地区分・施設の用途	建ぺい率	容 積 率	壁面位置の制限	
トラックターミナル等 運 輸 施 設	60%	200%	名四国道線沿 10m	団地境界北側 5m
倉 庫 業 施 設	60%	200%		団地境界北側 5m
卸 売 業 施 設	60%	200%	名四国道線沿 10m	
公 益 的 施 設	60%	300%	名四国道線沿 10m	団地境界北側 5m

※藤前流通業務団地内では防火地域内緩和及び角地緩和の適用はありません。

＜西部流通業務地区・藤前流通業務団地 区域図＞

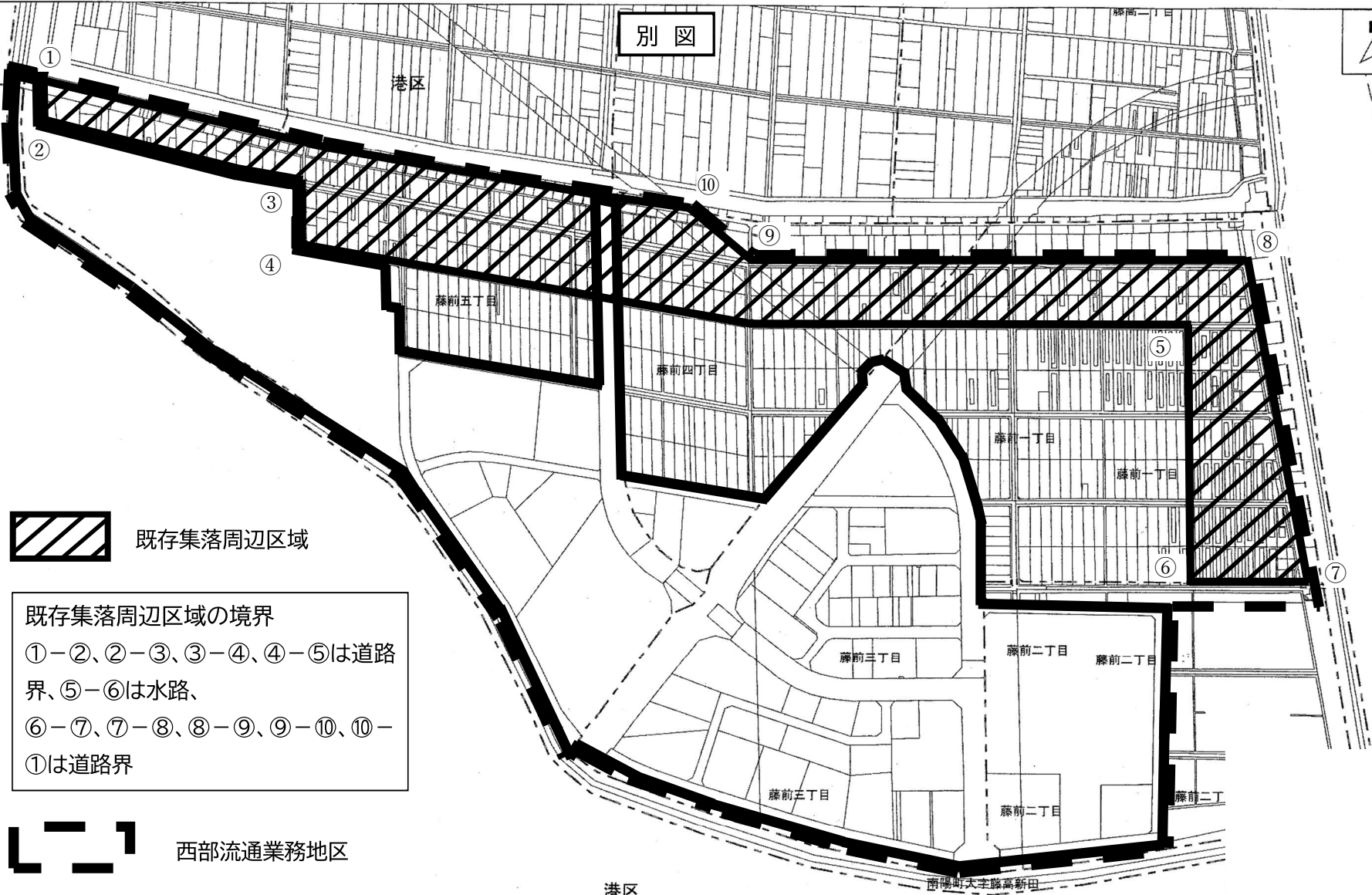


凡例	
■■■■■	西部流通業務地区
————	藤前流通業務団地
○○○○	壁面の位置規制 5m
○○○○	壁面の位置規制 10m
(注) 名称は制限される用途	

港区



別図



既存集落周辺区域

既存集落周辺区域の境界

①-②、②-③、③-④、④-⑤は道路界、⑤-⑥は水路、
⑥-⑦、⑦-⑧、⑧-⑨、⑨-⑩、⑩-①は道路界



西部流通業務地区



藤前流通業務団地

港区

南陽町大字藤高新田

流通業務市街地の整備に関する法律第 5 条の運用基準表

○：主施設※1として立地可能な施設 ★：附帯施設※2として立地可能な施設

流通業務市街地の整備に関する法律第5条第 1 項に定められた施設			藤前流通業務団地				西部流通業務地区
			トラック・ミル等	倉庫業	卸売業	公益的	
流通業務施設	第1号 貨物取扱施設	トラックターミナル、鉄道の貨物駅、その他貨物の積卸しのための施設	○	★ (附帯)	★ (附帯)		○
	第2号 卸売施設	卸売市場					
	第3号 倉庫施設	倉庫、野積場、貯蔵槽、貯木場	★ (附帯)	○	★ (附帯)		○
	第4号 荷さばき施設	上屋、荷さばき場	★ (附帯)	★ (附帯)	★ (附帯)		○
	第5号 事務所・店舗	道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗	○※3 ★※4 (附帯)	○※5 ★※6 (附帯)	○※7 ★※8 (附帯)		○
	第6号 事務所	第5号に掲げる事業以外の事業を営む者が流通業務の用に供する事務所	★ (附帯)	★ (附帯)	★ (附帯)		○
その他の施設	第7号 金属板、金属線又は紙の切断、木材の引割りその他物資の流通の過程における簡易な加工の事業の用に供する工場	施行令第3条第1号 板ガラス又はカーテン、床敷物その他これらに類する繊維製品の切断の事業の用に供する工場	★ (附帯)	★ (附帯)	★ (附帯)		○
		施行令第3条第2号 家具、建具又は自転車の部品を組み立てることによりこれらを製品又は半製品とする事業の用に供する工場					
		施行令第3条第3号 包装又はこん包の事業の用に供する工場					
		施行令第3条第4号 商品又はその包装若しくはこん包に商品名その他の事項の表示を行い、又は当該表示がされた物を付ける事業の用に供する工場					
	第8号 工場	製氷又は冷凍の事業の用に供する工場	★ (附帯)	★ (附帯)	★ (附帯)		○
	第9号 駐車場・車庫	前各号に掲げる施設に附帯する自動車駐車場又は自動車車庫	★ (附帯)	★ (附帯)	★ (附帯)		○
	第10号 自動車関連施設	自動車に直接燃料を供給するための施設、自動車修理工場又は自動車整備工場	★ (附帯)	★ (附帯)	★ (附帯)		○
	第11号 流通業務地区の機能を害するおそれがない施設	施行令第4条第1号 農産物、畜産物若しくは水産物の処理若しくは加工又は木製、紙製若しくは合成樹脂製の包装材料の製造の事業の用に供する工場	★ (附帯)	★ (附帯)	★ (附帯)		○
		施行令第4条第2号 流通業務地区において流通業務を営む者が主としてその従事者の一時的な休泊の用に供するため設置する施設					
		施行令第4条第3号 液化石油ガスの販売所					
		施行令第4条第4号 計量証明の事業の用に供する事業所					

流通業務市街地の整備に関する法律第5条第2項に定められた施設			藤前流通業務団地				西部流通業務地区
			トラクター・ミル等	倉庫業	卸売業	公益的	
公共・公益的施設	国土交通省令で定める公益的施設	施行規則第1条第1号 国又は地方公共団体が設置する施設				○	○
		施行規則第1条第2号 電気・ガス工作物、水道、電気通信の用に供する施設及び鉄道、軌道の用に供する施設					
		施行規則第1条第3号 銀行、信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は信用金庫若しくは信用金庫連合会の営業所					

- ※1 藤前流通業務団地（以下「団地」という）内の主施設は、団地に関する都市計画で定められた施設とする。
- ※2 附帯施設は主施設に附帯する施設とする。ただし、主施設と密接な関連を有し、流通機能の向上につながる施設に限る。
- ※3 道路貨物運送業、貨物運送取扱業又は信書送達業の用に供する事務所に限る。
- ※4 ※3に掲げる施設を除く施設とする。
- ※5 倉庫業の用に供する事務所に限る。
- ※6 ※5に掲げる施設を除く施設とする。
- ※7 卸売業の用に供する事務所又は店舗に限る。
- ※8 ※7に掲げる施設を除く施設とする。

流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項ただし書許可の審査基準表

【藤前流通業務団地（以下「団地」という。）の審査基準】

●：許可により単独で立地可能な施設 ★：許可により主施設^{※1}の附帯施設^{※2}として立地可能な施設

流通業務市街地の整備に関する法律第5条に定めのない施設	藤前流通業務団地			
	トラクター・ミル等	倉庫業	卸売業	公益的
団地の機能上関連があり、施設維持等を考慮して必要と認められる施設				
団地内事業者を構成員とする協同組合の事務所	●	●	●	●
団地内事業者又は団地内事業者が会員となっている陸運、倉庫・運輸又は卸売関連の業界団体（以下「団地関連業界団体」という。）が設置又は運営する団地の従業員及び利用者向け休憩施設又は宿泊施設	●	●	●	●
団地内事業者又は団地関連業界団体が設置又は運営する団地の従業員及び利用者が利用する自動車に直接燃料を供給するための施設	●	●	●	●
団地内事業者が施設整備又は施設管理等のために必要と認められる施設	●	●	●	●
団地の従業員及び利用者の利便に供する施設				
飲食業又は日常生活に必要な物品の小売業のための店舗 （下段は附帯施設床面積の全体 1 階床面積に対する割合）	★ (1/2 未満)	★ (1/2 未満)	★ (1/2 未満)	●※3
会議研修施設、情報施設又は人材育成施設その他の流通業務機能を支援する施設 （下段は附帯施設床面積の全体 1 階床面積に対する割合）	★ (1/2 未満)	★ (1/2 未満)	★ (1/2 未満)	●※3
団地内で主施設 ^{※1} を営む者が設置又は運営する従業員向け宿舍 （下段は附帯施設床面積の全体 1 階床面積に対する割合）	★ (1/2 未満)	★ (1/2 未満)	★ (1/2 未満)	●
医療法上の診療所 （下段は附帯施設床面積の全体 1 階床面積に対する割合）	★ (1/2 未満)	★ (1/2 未満)	★ (1/2 未満)	●
理髪店、託児所その他福利厚生の実施のために必要と認められる施設 （下段は附帯施設床面積の全体 1 階床面積に対する割合）	★ (1/2 未満)	★ (1/2 未満)	★ (1/2 未満)	●

※1 主施設は団地に関する都市計画で定められた施設を示す。

※2 附帯施設は主施設に附帯する施設を示す。ただし、主施設と密接な関連を有し、流通機能の向上につながる施設に限る。また、同一敷地内に複数の附帯施設を立地する場合の上表床面積割合に用いる附帯施設床面積はその合計とする。

※3 団地内事業者又は団地関連業界団体が設置又は運営するものに限る。

【西部流通業務地区（藤前流通業務団地の区域を除く）の審査基準】

●：許可により単独で立地可能な施設

流通業務市街地の整備に関する法律第5条に定めのない施設※	西部流通業務地区
西部流通業務地区（藤前流通業務団地の区域を除く。以下「地区」という。）の機能上関連があり、施設維持等を考慮して必要と認められる施設	
団地及び地区内事業者を構成員とする協同組合の事務所	●
地区内事業者が設置又は運営する地区の従業員及び利用者向け休憩施設又は宿泊施設	●
地区内事業者が設置又は運営する地区内事業者が施設整備又は施設管理等のために必要と認められる施設	●
地区の従業員及び利用者の利便に供する施設	
飲食業又は日常生活に必要な物品の小売業のための店舗	●
会議研修施設、情報施設又は人材育成施設その他の流通業務機能を支援する施設	●
地区内事業者が設置又は運営する地区の従業員向け宿舍	●
医療法上の診療所	●
理髪店、託児所その他福利厚生の実施のために必要と認められる施設	●

※ 既存集落周辺区域内の自己用住宅除く。

6. 様式集

1 協議書、適合証明申請書及び許可申請書の添付図書

- ・ 建築確認申請書写し（第一面～第六面）（建築確認申請を行う場合）
- ・ 付近見取図
- ・ 配置図
- ・ 平面図
- ・ 立面図
- ・ 断面図
- ・ 求積図
- ・ 委任状（代理の場合）
- ・ 公図
- ・ 登記簿謄本（土地、建物）
- ・ その他市が権利関係等を確認するため必要として求める書類

※設計図面は設計者の印があるもの

※登記簿謄本は 3 ヶ月以内のもの

※許可申請書と適合証明申請書を同時に申請する場合の添付図書の部数は市街地整備課の指示による

2 様式

- ・ 事前協議書
- ・ 流市法規則第 25 条の規定に基づく適合証明申請書
- ・ 流市法第 5 条第 1 項ただし書き許可申請書
- ・ 流市法第 5 条第 1 項ただし書き許可申請書等記入例
- ・ 土地建物確認届
- ・ 委任状

正・副

事前協議書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 住所
氏名

電話

施設に関する事前協議を申請します。

施設の位置				
地区団地	・西部流通業務地区（団地除く） ・藤前流通業務団地			
施設用途	・流市法第5条第1項第 号（ ） ・その他（ ）			
構造階数高さ				
	申請部分(m ²)	申請以外の部分(m ²)	合計(m ²)	率(%)
敷地面積				
建築面積				建ぺい率
延べ面積				
容積率対象延べ面積				容積率
工事種別等	・建設 ・改築 ・用途変更 ・取引			
取引内容				
連絡先				

流市法：流通業務市街地の整備に関する法律

正・副

適合証明申請書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 住所
氏名

電話

流通業務市街地の整備に関する法律施行規則第 25 条の規定により、流通業務市街地の整備に関する法律第 5 条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けたいので、下記により申請します。

施設の位置				
地区団地	・西部流通業務地区（団地除く） ・藤前流通業務団地			
施設用途	・流市法第 5 条第 1 項第 号（ ） ・その他（ ）			
構造階数高さ				
	申請部分(m ²)	申請以外の部分(m ²)	合計(m ²)	率(%)
敷地面積				
建築面積				建ぺい率
延べ面積				
容積率対象 延べ面積				容積率
工事種別等	・建設 ・改築 ・用途変更			
連絡先				
備考 (※)				

流市法：流通業務市街地の整備に関する法律

※：記入しないこと

正・副

許可申請書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 住所
氏名

電話

流通業務市街地の整備に関する法律第 5 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けたいので、下記により申請します。

施設の位置				
地区団地	・西部流通業務地区（団地除く） ・藤前流通業務団地			
施設用途	・流市法第 5 条第 1 項第 号（ ） ・その他（ ）			
構造階数高さ				
	申請部分(m ²)	申請以外の部分(m ²)	合計(m ²)	率(%)
敷地面積				
建築面積				建ぺい率
延べ面積				
容積率対象 延べ面積				容積率
工事種別等	・建設 ・改築 ・用途変更			
連絡先				
備考 (※)				

流市法：流通業務市街地の整備に関する法律

※：記入しないこと

記入例

正・副

許可申請書

(事前協議書、適合確認申請書も同様)

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 住所 名古屋市〇区〇〇
氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
電話 052-〇〇-〇〇〇〇

流通業務市街地の整備に関する法律第 5 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けたいので、下記により申請します。

施設の位置	計画敷地の地名地番を記入			
地区団地	〇西部流通業務地区(団地除く) ・ 藤前流通業務団地			
施設用途	〇流市法第 5 条第 1 項第 3 号 (倉庫) ・ その他 ()			
構造階数高さ	鉄骨造 3 階建て 〇〇m			
	申請部分(m ²)	申請以外の部分(m ²)	合計(m ²)	率(%)
敷地面積				
建築面積				建ぺい率
延べ面積				
容積率対象延べ面積				容積率
工事種別等	〇建設 ・ 改築 ・ 用途変更			
連絡先	〇〇設計事務所 〇〇 〇〇 TEL:(携帯)〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
備考(※)				

流市法：流通業務市街地の整備に関する法律

※：記入しないこと

正・副

土地建物取引確認届

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

届出者 住所
氏名

電話

西部流通業務地区の区域内において、(土地・建物)を下記のとおり使用したいので届出します。

施設の位置				
地区団地	・西部流通業務地区(団地除く) ・藤前流通業務団地			
施設用途	・流市法第5条第1項第 号() ・その他()			
構造階数高さ				
	申請部分(m ²)	申請以外の部分(m ²)	合計(m ²)	率(%)
敷地面積				
建築面積				建ぺい率
延べ面積				
容積率対象 延べ面積				容積率
取引内容				
連絡先				
備考(※)				

流市法：流通業務市街地の整備に関する法律

※：記入しないこと

記入例

正・副

土地建物取引確認届

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 住所 名古屋市〇区〇〇
氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
電話 052-〇〇-〇〇〇〇

西部流通業務地区の区域内において、(土地・建物)を下記のとおり使用したいので届出します。

施設の位置	計画敷地の地名地番を記入			
地区団地	●西部流通業務地区(団地除く) ・ 藤前流通業務団地			
施設用途	●流市法第5条第1項第3号(倉庫) ・ その他()			
構造階数高さ	鉄骨造3階建て 〇〇m			
	申請部分(m ²)	申請以外の部分(m ²)	合計(m ²)	率(%)
敷地面積				
建築面積				建ぺい率
延べ面積				
容積率対象延べ面積			面積、率を記入	容積率
取引内容	・ 相続・売買等による所有者変更又は賃貸借であるか記入してください。 注)賃貸借の場合は、所有者及び賃借人の連名による届出となります。			
連絡先	〇〇不動産(株) 〇〇 〇〇 TEL:(携帯)〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
備考(※)				

流市法：流通業務市街地の整備に関する法律

※：記入しないこと

委任状

私は、を代理人と定め、下記の権
限を委任します。

委任事項

年 月 日

委任者 (住所)

(氏名)

印

上記委任の件、承諾しました。

受任者 (住所)

(氏名)

印